

## 和歌山県移住者継業補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 知事は、現役世代の和歌山県への移住を促進し、県内各地域の振興を図るため、県外から県内移住推進市町村に移住し継業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「移住推進市町村」、「受入協議会」及び「継業」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している和歌山県内の市町村をいう。
- (2) 「受入協議会」とは、移住推進市町村の住民等で構成され、移住を支援している団体をいう。
- (3) 「継業」とは、事業の経営基盤を引き継ぎ、かつ、移住者独自の視点で事業を再活性化することをいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、概ね 10 年以上定住する意志を持ち、県内で新たに継業を行おうとする者で、別に定める要件を満たす者とする。ただし、次に掲げる要件に該当する者は、補助対象外とする。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

ウ 継業の対象となる事業に係る事業主の配偶者及び当該事業主の 3 親等以内の親族

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象となる事業は、第 3 条に規定する補助金の交付対象者が、移住推進市町村内で継業を行おうとするに当たり、当該継業に必要な契約の締結や施設等の整備を行う事業のうち、知事が別に定める移住継業プラン審査会における審査を経て決定されたものに限るものとする。ただし、農業、林業、漁業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業は、補助の対象となる事業とすることができないものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 補助対象となる事業に係る補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は次のとおりとする。ただし、土地の取得に要する費用は、対象経費に含まれないものとする。

対 象 経 費	補助率及び補助限度額
事業を引き継ぐために必要となる費用 (契約書作成に係る弁護士依頼費用その他の手続関係費用、継業の対象となる事業主からの資産取得に要する費用等)	(補助率) 10分の10 (限度額) 100万円
施設、機械設備又は工具器具の購入、賃借又は修繕に係る費用のうち、継業の対象となる事業の再活性化に必要であると認められるもの	(消費税及び地方消費税は対象外)

(事業応募書類の様式)

第6条 補助事業に係る審査会の審査を受けようとするものは、知事が別に定める期限までに移住継業計画書(別記第1号様式)3部を知事に提出しなければならない。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第7条 規則第4条に規定する補助金等の交付の申請は、要綱第4条に定める審査会の審査を経て内定された者が、知事が別に定める期限までに行う。

2 前項の申請に当たり提出すべき書類は、移住継業計画書(収支予算書含む。)(別記第1号様式)3部及び移住者継業補助金交付申請書(別記第2号様式)1部とする。

3 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額(以下、消費税等仕入控除税額という。))を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合(補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その利用に当たっては、事業の継続に向けて効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿

及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(5) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならないこと。

(6) 交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

（変更の承認）

第9条 前条第1号の規定により、補助事業の内容の変更について、知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（別記第5号様式）に変更内容の分かる書面を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、移住者継業補助金実績報告書（別記第6号様式）とし、知事が別に定める期限までに3部を知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、補助対象事業により整備された施設等について現地で検査を行った上で、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうかを検討し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の現地での検査は、申請者の立会いの下に行うこととし、申請者は現場での立会いを求められたときは、特別の事情のない限り協力しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとする場合は、移住者継業補助金概算払請求書（別記第7号様式）に請求の内訳を示す書類その他の知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第13条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、移住推進市町村の長及び当該市町村を管轄する振興局長を経由して行うものとする。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、事業完了後に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場

合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）  
の機械及び器具

(3) その他知事が特に必要があると認めて指定するもの

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

別記第1号様式（第6条、第7条関係）

移住継業計画書

1 申請者の概要

氏名		生年月日 及び年齢	昭・平 年 月 日 事業実施年度4月1日現在 満 歳
現住所 (連絡先)	〒 - TEL FAX		
移住後の住居 確保状況			
移住前住所 市町村	都 道 府 県		市 町 村
県内居住期間	年 月 ~ 現在		
所属(職名)			
職歴	昭・平 年 月		
	昭・平 年 月		
	昭・平 年 月		
アピールしたいこ と(今までに取得 した技術・技能等)			
資格等			

注1 「移住前住所市町村」「県内居住期間」は、現在県内に居住している場合のみ記入すること。

注2 居住状況を証明する書類(住民票等)を添付すること。

注3 「所属」については、現在何らかの組織(企業、団体等)に所属している場合のみ記入すること。

2 継業の対象となる既存事業の概要

事業所名		開業日	昭・平 年 月 日
事業所所在地 (連絡先)	〒 - TEL		
事業主氏名		年齢	事業実施年度4月1日現在 満 歳
事業主住所 (連絡先)	〒 - TEL		
事業概要			

### 3 継業の概要

事業名	
	<p>(1) 継業対象事業の再活性化方法</p> <p>(2) 地域への波及効果</p> <p>(3) 事業実施上の問題点・リスクとその解決方法</p>

注1 「事業名」には、事業の概要が分かる計画名を記載すること。

注2 「(1)継業対象事業の再活性化方法」には、継業の対象となる既存事業の背景を踏まえ、何をどのように活性化するか（既存事業のサービス拡大、既存事業に関する他事業の展開、販売ルートの開拓、事業の独創性・必要性、活性化の基礎となる知識や技術等）について記載すること。

注3 「(2)地域への波及効果」には、既存事業を引き継ぐことによる効果及び既存事業を再活性化することによる効果等について記載すること。

4 継業の計画

開業予定日	
開業予定場所	予定場所（所在地）
準備の着手状況と今後の予定	事業引継の着手状況、予定 （主な引継内容、引継期間、引継方法、引継に係る契約締結の有無、資産取得状況など）
	再活性化の着手状況、予定
継業後事業所名	
従業員数 （予定）	
資本金（円）	

注1 「開業」とは、取引や販売など実際に業務を開始することをいう。

注2 「準備の着手状況と今後の予定」には、現在の準備状況と今後必要な作業内容を実施予定時期（スケジュール）を含めて具体的に記入すること。

注3 「資本金（円）」は、法人設立予定の場合のみ記入すること。

5 資金計画

(1) 事業引継資金計画

名 称	金額 (円)	積 算 内 訳
士業依頼費用		
継業の対象となる事業の事業主からの 資産取得費用		
その他に係る費用		
計	(A)	

(2) 再活性化資金計画

名 称 (設備、施設修繕、原材料費等)	金額 (円)	備考 (取得等の方法等)
計	(B)	

(3) 当初運転資金計画

名 称	金額 (円)	積 算 内 訳
商品・原材料等の仕入れ資金		
人件費等		
その他		
計	(C)	

注 上記(1)(2)(3)については、補助対象経費のほか継業に係るものすべてについて記入すること。

(4) 資金調達 (継業時に必要な資金 ((A) + (B) + (C)) の調達先)

資金調達先	金 額 (円)	調 達 先	備 考
自己資金			
借 入 金			
補 助 金		和歌山県移住者継業補助金	
そ の 他			
合 計			

注 補助金の欄には、上記(1)(2)のうち、補助金要望額の合計を記入すること。

## 6 収支計画（継業後の収支）

	初年度（円）	2年目（円）	3年目（円）
①売上高			
原材料費			
②原価（変動費）			
③粗利益（①－②）			
人件費			
家賃			
光熱水費			
通信費			
宣伝広告費			
減価償却費			
④経費（固定費）			
⑤営業利益（③－④）			

注1 必要に応じて項目を追加・修正すること。

注2 「変動費」とは、売上の増減により変動する経費のことをいう。

注3 原価として処理がそぐわない場合でも、売上の増減により変動する経費は、②にまとめて記載すること。

注4 「固定費」とは、売上に関係なくかかる経費で、仮に売上が0でも支払いが発生する費用のことをいう。

7 その他（特にアピールしておきたいこと）

あなたの熱意や、継業対象事業主の協力体制、継業完了までの目途、地域経済への波及効果等特筆すべきことをご記入ください。

移住者継業補助金交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	印
電 話	

(継業対象事業主同意欄)

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	印
電 話	

年 月 日実施の移住継業プラン審査会において、支援対象者に認定されましたので、補助金 円を交付されたく、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 移住継業計画書
- 2 その他

## 移住者継業補助金事業状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る  
事業の 年度の事業状況について、和歌山県移住者継業補助金交付要綱第8条の規  
定に基づき、下記のとおり報告します。

### 1 収支報告

単位：千円

	①売上高	②原価（変動費）	③粗利益（①-②）	④経費（固定費）	⑤営業利益（③-④）
年度 （ 年目）					

注 年度の決算が確定していない場合は、 年度の決算について記入すること。

（内訳）

#### ②原価（変動費）

原材料費		消耗品費	
------	--	------	--

#### ④経費（固定費）

人件費		家 賃	
光熱水費		通信費	
宣伝広告料		減価償却費	

注1 必要に応じて項目を追加・修正すること。

注2 原価として処理がそぐわない場合でも、売上の増減により変動する経費は、②にま  
とめて記載すること。

注3 「固定費」とは、売上に関係なくかかる経費で、仮に売上が0でも支払いが発生す  
る費用のことをいう。

注4 「変動費」とは、売上の増減により変動する経費のことをいう。

### 2 事業状況

事業所の名称	
事務所の所在地	



別記第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

氏名又は名称

代表者氏名

印

年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった 年度和歌山県移住者継業補助金について、和歌山県移住者継業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

移住継業補助事業変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった和歌山県  
移住者継業補助金に係る事業内容を下記のとおり変更したいので、和歌山県移住者継業補  
助金交付要綱第9条の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※参考となる資料を添付すること。

## 移住者継業補助金実績報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住所

氏名

印

下記のとおり、継業の準備・手続を完了し、事業を開始しましたので、和歌山県補助金等交付規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

### 1 事業の概要

--

### 2 継業日（個人事業の開設届の提出等を行った日）

--

### 3 開業日及び場所（実際に営業を始めた日及びその営業を行った場所）

--

### 4 事業所名、代表者(職名)氏名

--

### 5 事業従事者数

本人ほか家族（                      ）名

雇用者（                      ）名

6 経費執行状況

補助金対象支出内容	取得等に要した経費（円）	支 出 日
計	円（税込）	
	円（税抜）	

※ 領収書の写し及び補助金対象物の写真を添付すること

7 取得財産等明細書

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場 所	備考

※ 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産とする。

別記第7号様式（第12条関係）

移住者継業補助金概算払請求書

金 円也

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった和歌山県移住者継業補助金について、下記理由により補助金の概算払いを受けたいので、和歌山県移住者継業補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて、上記のとおり請求します。

（理由）

（関係書類）

- ・領収書、請求書及び契約書等支出見込み額を証明する資料等

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名

印

別記第8号様式（第6条・第13条関係）

番 年 月 日 号

和歌山県知事 様

市町村長名 印

和歌山県移住者継業補助金に係る継業計画書の提出について

下記の者から別添のとおり標記計画書の応募がありましたので提出します。  
なお、当該応募者については、当市町村及び受入協議会が支援を行い移住した(する)者であることを申し添えます。

応募者住所	
応募者氏名	

別記第9号様式（第7条・第9条・第13条関係）

番  
年      月      号  
日

和歌山県知事 様

市町村長名                      印

和歌山県移住者継業補助金交付申請書（変更承認申請書）の提出について

下記の者から別添のとおり標記申請書の提出がありましたので進達します。  
なお、当該継業については、当市町村及び受入協議会が支援することを申し添えます。

申請者住所	
申請者氏名	

別記第10号様式（第10条・第12条・第13条関係）

番  
年      月      号  
日

和歌山県知事 様

市町村長名                      印

和歌山県移住継業者補助金（実績報告書・請求書）の提出について

下記の者から別添のとおり標記報告書（請求書）の提出がありましたので進達します。

申請者住所	
申請者氏名	

別記第11号様式（第8条・第13条関係）

番  
年      月      号  
日

和歌山県知事 様

市町村長名                      印

和歌山県移住者継業補助金事業状況報告書の提出について

下記の者から別添のとおり標記報告書の提出がありましたので進達します。

申請者住所	
申請者氏名	

別記第12号様式（第12条・第13条関係）

番  
年 月 日  
号

和歌山県知事 様

市町村長名 印

和歌山県移住者継業補助金概算払請求書の提出について

下記の者から別添のとおり標記概算払請求書の提出がありましたので進達します。

申請者住所	
申請者氏名	

# 和歌山県移住者継業補助金交付要綱取扱要領（案）

平成29年 5月 1日制定

和歌山県移住者継業補助金の交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び和歌山県移住者継業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第1 方針

年々進展する過疎化、高齢化に対して、県は本補助金により県内移住推進市町村（地域）における移住継業者に対して継業支援をすることで、県外に住む現役世代の移住受入を促進し地域の振興を目指すものである。

## 第2 補助金の交付の対象となる個人

要綱第3条に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 移住推進市町村（地域）及び受入協議会の支援を受け、県外から同市町村へ移住した（する）者
- (2) 事業実施年度4月1日における年齢が60歳未満の者
- (3) 当該年度の4月1日時点において、移住した日の翌日から起算して3年を経過しない者。ただし、地域おこし協力隊の任期終了後、活動市町村内で継業する者については、上記の時点において任期終了日の翌日から起算して1年を経過しない者とすることができる。
- (4) 継業対象事業主から同意を得た者

## 第3 移住継業計画書の提出及び審査

- (1) 要綱第6条に基づく移住継業計画書の提出期限は、当該事業年度ごとに別途定める。
- (2) 知事は、提出された移住継業計画書について書類審査を行い、一定の評価を受けた継業プランについて、別途知事が指定する「移住継業プラン審査会」（以下「審査会」という。）において審査を行う。
- (3) 審査会では、申請者自らプランについての説明を行い、下記（ア）～（エ）の選考基準に基づきコンペ形式で審査の上選定する。
  - （ア） 地域性（地域への貢献性、地域との連携・協力体制、地域資源の把握等）
  - （イ） 事業性（収益性、経営基盤の活用性・発展性等）
  - （ウ） 社会性（地域課題の認識、地域活性効果、雇用増加、環境負荷等）
  - （エ） 適格性（応募者の熱意、継業対象事業主との協力関係、経営資質等）
- (4) 知事は、審査会での審査を経た後、適当と認めるときは申請者に内定通知するものとする。

## 第4 移住推進市町村（地域）及び受入協議会

和歌山県移住者起業補助金交付要綱第2条に定めるところとする。

## 第5 補助金の交付の対象となる事業

- (1) 補助対象事業における継業とは、事業引継に係る契約を締結するとともに、継業対象となる既存事業の廃業届及び個人事業の開設届等による実質的な事業引継及び事業開始であり、補助金を受けるためには当該年度3月末日までに継業しなければならない。
- (2) 申請者は、継業を行ったときは、速やかに別記第1号様式による継業届を、実質的な事業引継及び事業開始があったことのわかる書面の写しを添付し、知事に提出しなければならない。
- (3) 本補助金は、国及び他の地方公共団体による補助金の交付対象となっている事業については適用しないものとする。

## 第6 事業着手の報告

- (1) 申請者は、事業に着手したときは、速やかに別記第2号様式による事業着手届を知事に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、補助金交付決定前に事業に着手しようとするときは、別記第3号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

別記第1号様式（第5関係）

継業届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった和歌山県移住者継業補助金にかかる継業報告について、和歌山県移住者継業補助金交付要綱取扱要領第5-（2）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 継業年月日 年 月 日

2 添付書類 実質的な事業引継及び事業開始がわかる書面の写し

- ・事業引継に係る契約書
- ・継業対象既存事業の廃業届
- ・個人事業の開設届

等

別記第2号様式（第6関係）

事業着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった和歌山県移住者継業補助金にかかる事業着手報告について、和歌山県移住者継業補助金交付要綱取扱要領第6の（1）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業開始年月日

年 月 日

補助金交付決定前着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所  
氏名

印

年 月 日付け 第 号にて補助金交付申請しました下記事業について、交付決定前に着手したいので、和歌山県移住者継業補助金交付要綱取扱要領第6の（2）の規定により届け出ます。

記

1 交付決定前着手を必要とする理由

2 着手の内容

補助対象	取得等に要する費用 (予定額、円)	着手年月日	完了予定 年月日	支払先

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担するものとする。
- (2) 補助金交付申請を提出したにも関わらず交付決定がなされなかった場合、及び補助金交付決定通知を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合において、申請者から異議を申し出ないものとする。